

お亡くなりになられた方の介護認定審査会資料等の

情報提供を依頼される方へ

1 情報提供できる場合

- (1) 税務署で相続税控除の手続きを行う場合
- (2) 民間の生命保険における一時金の受け取りや保険料払い込み免除の手続きを行う場合

※ 裁判で必要な場合は、弁護士会か裁判所を通じて手続きをしてください。

2 依頼できる方

- (1) お亡くなりになられた被保険者の相続人
- (2) 相続人が成年被後見人、被保佐人または被補助人の場合における法定代理人。
(被保佐人、被補助人の場合、代理行為目録に相続手続きに関するこの項目がある方。)
- (3) 相続人から提供依頼に関する委任を受けた任意代理人

3 提供できる資料

- (1) 介護認定審査会資料（要介護度、認定年月日、認定有効期間等を記載）
- (2) 認定調査票特記事項
- (3) 主治医意見書（主治医の同意を得られた場合のみ）

4 資料交付までの期間（目安）

ご依頼いただいてから資料交付までの期間（目安）は以下のとおりです。

資料名	「介護認定審査会資料」 及び 「認定調査票特記事項」	「主治医意見書」
期 間	2週間程度	1ヶ月程度

- お急ぎの場合は、「介護認定審査会資料」及び「認定調査票特記事項」を先に交付する
ことが可能です。
- 原則、窓口での交付となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から原則、郵送での対応も可能です。
郵送を希望の場合は、依頼時にお伝えください。

5 提出先・問合せ先

町田市役所いきいき生活部介護保険課認定係
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
電話 042-724-4365 (直通)

6 依頼に必要な書類

提出が必要な書類の組み合わせは、以下のとおりです。

(1)～(3)の書類は原本、(4)～(7)の書類はコピー可

依頼できる方 書類名	お亡くなりになられた 被保険者の相続人	相続人が 成年被後見人・ 被保佐人・被補助人の 場合の法定代理人人	相続人か ら 提 供 す る 委 任 を 受 け 意 代 理
(1) 【第1号様式】 介護認定審査会資料提供依頼書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2) 【第2号様式】 委任状	✗	✗	<input type="radio"/>
(3) 【第3号様式】 理由書	✗	✗	<input type="radio"/>
(4) 相続人、法定代理人、 任意代理人それぞれの 本人確認書類 (旧姓等により介護認定時の 氏名と異なる場合は旧姓等が 確認できる書類も添付)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5) 相続人であることが確認できる書類 次の①または②の書類	<p>① 法定相続情報一覧図</p> <p>② 次のア～ウすべて</p> <p>ア 亡くなられた被保険者本人の生まれてから亡くなるまでの 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）</p> <p>イ 相続人の生まれてから現在までの戸籍全部事項証明（戸籍謄本）</p> <p>ウ 相続人の本籍が記載された住民票</p>		
(6) 死者が加入していた生命保険の受取人であることが確認できる書類 ※民間の生命保険における一時金の受け取りや保険料払い込み免除の手続きを行う場合のみ提出			
(7) 法定代理人であることが 確認できる書類 <u>次の①～③いずれかの書類</u>	<p>① 登記事項証明書</p> <p>② 家庭裁判所の審判書 謄本（もしくは抄本） 及び審判確定証明書</p> <p>③ その他法定代理関係を 確認し得る書類</p>		
	✗	<input type="radio"/>	✗

<参考> 本人確認書類の主な例

- A 写真付きの身分証明書：1点 マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等
- B 写真なしの身分証明書：2点 **公的医療保険制度の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金証書（手帳）等**

※ お手数ですが、**マイナンバーカードは、番号**が分からぬよう写しを用意してください。
その他の書類はお問い合わせください。